



(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)(といたします。

#### 20.特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)(を支払います。

(2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれない場合でも、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超経歴動力機(ターナーハングライダー、マイクロライム機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプロブレイン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。

(5)当社が本項(1)に基づき補償金支払い義務を前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の範囲において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

#### 21.お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。

(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹線員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

(5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

#### 22.オプショナルツアー又は情報提供

(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアー」といいます。)(の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取扱います。当社オプショナルツアーは、パンフレット等で「企画者:当社」と明示します。

(2)オプショナルツアーの運転事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合は、当社は当該オプショナルツアー参加中のお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーのご利用日ご主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)(。また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様は、すべて、当該運行事業者の定めによります。

(3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用しませんが(但し、当該オプショナルツアーのご利用日ご主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)(が、それ以外の責任を負いません。

#### 23.旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)(は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償の全部又は一部として支払います。

(2)次に掲げる事由による変更の場合は、当社は支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変  
イ 戦乱  
ウ 暴動  
エ 官公署の命令  
オ 火災、不慮、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止  
カ 運送・運送スケジュールの変更等当初の運行計画にない運送サービスの提供  
キ 旅行参加者の生命又は身体安全確保のために必要な措置

②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお一人様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと対応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更

一件あたりの率(%)  
旅行開始前 旅行開始後

本パンフレットに記載した

①旅行開始日又は旅行終了日の変更 1.5 3.0

②入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)(その他の旅行の目的地の変更 1.0 2.0

③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。)( 1.0 2.0

④運送機関の種類又は会社名の変更 1.0 2.0

⑤本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 1.0 2.0

⑥確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更 1.0 2.0

⑦宿泊機関の種類又は名称の変更 1.0 2.0

⑧宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更 1.0 2.0

⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更 2.5 5.0

#### 24.国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病氣、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

#### 25.個人情報の取扱

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社らは、

①当社ら及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内  
②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い  
③アンケートのお願い  
④特典サービスの提供

⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を活用させていただくことがあります。

(2)当社らは、当社らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、当社らは利用させていただきます。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については、別紙をご参照ください。

(3)当社は、旅行先のお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

#### 26.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

#### 27.その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、病氣等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただけます。

(2)お客様のご便宜をはかするため土産物店にご案内することがあります。お買い物に際しましては、お客様の責任で購入了させていただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

(3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意し、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関する旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。

(4)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)及び同第23項(1)の責任を負いません。

(6)この条件に定めのない事項は当社旅行予約款(募集型企画旅行予約の部)によります。当社旅行予約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

#### 28.この旅行はGoToトラベル事業支援対象です。

##### 【給付金の受領について】

国からの給付金に対して支給されます。当社およびGoToトラベル事務局は、給付金をお客様に代わって受領(代理受領)致しますので、お客様は、旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払い頂くこととなります。



なお、お取消しの際は第14項で定められた通り、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けず。お客様は、当社およびGoToトラベル事務局による代理受領についてご了承の上お申込みください。

##### 【地域共通クーポン】

表示された金額分の地域共通クーポンをお渡します。

■旅行代金・給付金・地域共通クーポン・お支払い実額(80%の)										
コース	旅行の行程(乗船区間)	ツアー名	旅行開始日	旅行終了日	日程(乗船区間)	人数	旅行代金(A)	旅行代金の総額(B)	地域共通クーポン	お支払い実額(A-B)
①	福島(1)・仙台(2)・盛岡(3)・秋田(4)・青森(5)・弘前(6)・山形(7)・宮城(8)・仙台(9)・福島(10)	12/13	12/13	福井県	0	1	¥9,200	¥3,200	¥1,000	¥6,000
②	仙台(1)・山形(2)・秋田(3)・青森(4)・弘前(5)・山形(6)・宮城(7)・仙台(8)・福島(9)	1/17	1/17	三重県	0	1	¥13,800	¥4,800	¥2,000	¥9,000
③	山形(1)・秋田(2)・青森(3)・弘前(4)・山形(5)・宮城(6)・仙台(7)・福島(8)	1/24	1/24	静岡県	0	1	¥14,500	¥5,000	¥2,000	¥9,500

#### 旅行企画・実施

登録番号 福井県知事登録旅行業 第2-129号  
会社名  海陸観光教習海陸運輸(株)  
住所 〒914-0051 福井県敦賀市本町2丁目10-2  
総合旅行業務取扱管理者  林 一朗  
(社)全国旅行業協会正会員

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問下さい。